

# 新地町地域防災計画

## 第5章 個別災害対策計画

### 第5章 - 1 風水害対策計画

## 目 次（風水害対策計画）

第1節	応急活動体制	1
第2節	情報の収集・伝達	3
第3節	災害時の広報	13
第4節	行政機関及び防災協定団体等への応援要請	13
第5節	自衛隊への災害派遣要	13
第6節	避難対策	13
第7節	避難所の開設・管理	13
第8節	要配慮者対策	13
第9節	水防対策	14
第10節	土砂災害応急対策	16
第11節	消防・救急救助活動	19
第12節	危険物施設等災害応急対策	19
第13節	医療（助産）・救護対策	19
第14節	飲料水・食料・生活必需品等の供給対策	19
第15節	緊急輸送対策	19
第16節	災害警備活動及び交通規制対策	19
第17節	生活関連施設の応急対策	19
第18節	障害物の除去及び廃棄物等処理対策	20
第19節	防疫及び保健衛生対策	20
第20節	応急住宅対策	20
第21節	行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬対策	20
第22節	文教対策	20
第23節	公共施設等の応急対策	20
第24節	ボランティアとの連携	20
第25節	義援物資及び義援金の受入れ	20
第26節	災害救助法の適用	20
第27節	風水害災害復旧・復興計画	21

### 【留意事項】

当該計画は、主に風水害発生時の応急対策を中心にまとめたものである。  
なお、「第1節 総則」をはじめ、災害発生前の事前対策は「第2章 災害予防計画」、災害発生時の応急対策は「第3章 災害応急対策計画」、応急対策期以降の対策は「第4章 災害復旧・復興計画」を基本とする。

## 第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害応急対策活動を迅速かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

### 第1 災害対策本部体制

#### 1 災害対策本部の設置

町長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で次の設置基準に該当し必要があると認めるときは、災害応急対策を円滑に推進するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく新地町災害対策本部を設置する。

##### 《設置基準》

- 1 大雨、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。
- 2 町内に大規模な災害が発生し、その規模及び範囲からして総合的な災害応急対策を要するとき。
- 3 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- 4 その他、町長が必要と認めるとき。

#### 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、新地町災害対策本部条例に定める。

#### 3 職員の非常配備・召集

- (1) 町長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び召集場所等の職員の召集計画を別に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、召集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に召集するよう努める。

#### 4 体制

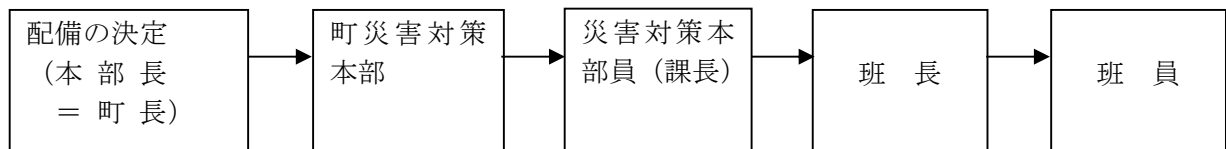
このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」に定める。

### 第2 職員の召集

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」に定める。

#### 1 勤務時間内の非常招集系統

- (1) 災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、災害対策本部長の配備決定に基づき、総務課長が次の順序で行う。
- (2) 招集は、庁内放送、電話、口頭により行う。



## 2 勤務時間外の非常召集系統

- (1) 災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、災害対策本部長の配備決定に基づき、総務課長が次の順序で行う。
- (2) 召集は、電話、電子メール等により行う。
- (3) 各課長は、勤務時間外における動員の迅速化を図るため、各課及び班の計画（連絡先、連絡順、召集所要時間等）をそれぞれ定めておく。
- (4) 職員は、非常召集の連絡を受けたときは、直ちに登庁し、所定の配備につく。
- (5) 職員は、病気、その他やむを得ない理由により、非常召集に応じられないときは、その旨を班長に届け出る。

## 第3 職員の配備及び服務

### 2 職員配備状況等の報告

- (1) 各課長は、職員の配備状況について取りまとめ、総務課長を通じて本部長に報告する。
- (2) 各課長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務課長に報告する。

### 2 職員の服務上の注意事項

災害対策本部設置時における職員の服務については、新地町職員服務規程第32条及び第36条に基づくものとし、次の点に注意する。

- (1) 災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- (2) 不急の業務、会議及び出張については、中止する。
- (3) 職員の動員が命じられた場合、直ちに指定された場所に召集する。
- (4) 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

## 第2節 情報の収集・伝達

災害時における災害情報の収集・報告・伝達は災害対応の基本である。災害応急対策の円滑な実施のためには、迅速かつ正確な情報を収集し、的確に関係機関へ通報（伝達）することが必要である。また、これを一元的に取りまとめて組織的、機能的に応急対策の推進を図らなければならない。

### 第1 情報連絡体制の確保

#### 1 本町の情報通信体制

災害時における本町の情報通信体制は、次のとおりである。

##### 【情報通信体制】

通信システム	利用内容等
有線電気通信設備 (N T T電話回線)	・職員との連絡、県及び防災関係機関との連絡等における基本的な情報通信手段。
防災行政無線 (移動系、同報系)	・災害時における町民への広報活動等に利用する。 ・基地局、屋外拡声子局、戸別受信機 等。
電子メール	・有線通信設備(N T T電話回線)が繋がりにくい場合には、県及び防災関係機関との連絡手段として活用する。
J-A L E R T (全国瞬時警報システム)	・気象庁や消防庁等からの緊急情報を瞬時に収集するための手段として活用する。 ・町民等に緊急情報を瞬時に伝達するための手段として活用する。
緊急速報メール(エリアメール)	・高齢者等避難開始、避難指示、避難情報など、緊急性の高い情報を伝達するための手段として活用する。
防災メール	・町から防災メール登録者に対し、緊急情報を配信する手段として活用する。
Lアラート※ (災害情報共有システム)	・メディアを活用した町民や防災関係機関等への一斉情報伝達手段として利用する。
防災情報提供システム	・福島地方気象台より県(危機管理総室)等に気象・地象・水象情報が提供される。
福島県総合情報通信ネットワーク	・有線電気通信設備、防災事務連絡システム、データ回線及び衛星携帯電話のシステムであり、上記の情報通信体制を確保するための手段として活用する。
各種情報網	・テレビ、ラジオ等の報道機関からの情報の収集。 ・インターネット等の各種情報ネットワークからの情報の収集。

※Lアラートとは、I C T を活用して、災害時の避難指示等、地域の安全・安心に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、町民に迅速かつ効率的に提供するもの。

#### 2 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに情報通信機能の点検を行う。支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。
- (2) 町及び防災関係機関が行う情報連絡手段は、原則として有線電気通信(N T T電話回線)、福島県総合情報通信ネットワークとする。また、状況に応じて、これ以外の本町の通信システムを適切かつ有効に活用する。

(3) 有線電気通信（NTT電話回線）を使用する場合、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等については、災対法第57条の規定により、災害時優先電話を行うことができる。

そのため、町は、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめNTT東日本福島支店に登録しておくものとするが、災害時において緊急の場合は、あらかじめ登録していない電話回線でも、非常電話・緊急電話に該当すると認められる場合は優先利用が可能であることから、町は、必要に応じて災害時優先電話の登録を行う。

### 3 防災行政無線の運用

(1) 災害時における情報の伝達、被害情報の収集、その他必要な応急対策に関する指示、命令等については、町及び防災関係機関に設置した町防災行政無線を活用する。

(2) 町防災行政無線の運用については、「新地町防災行政無線局管理運用規程」に基づくものとする。

### 4 防災行政無線の通信統制

町防災行政無線については、通常の配備体制による使用を原則とするが、回線が混雑し、通信回線の確保を図るために必要と認められる場合、適切な通信統制を行うものとし、円滑な通信に努める。

## 第2 気象予警報等の収集・伝達

### 1 特別警報、警報、注意報の発表基準と構成

(1) 特別警報、警報及び注意報等の発表

気象業務法に基づく気象等の特別警報、警報及び注意報は、福島地方気象台から発表される。天気予報は、県をいくつかに分けた「一次細分区域」単位で発表され、特別警報、警報及び注意報は、原則として市町村ごとを基本とした「二次細分区域」単位で発表される。

また、「二次細分区域」ごとに発表される特別警報、警報及び注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域を「市町村等をまとめた地域」としている。

#### 【警報、注意報及び天気予報の区域】

細分区域	町が含まれる細分区域の名称
一次細分区域	浜通り
市町村等をまとめた地域	浜通り北部（新地町、南相馬市、相馬市、飯舘村）
二次細分区域	新地町

(2) 特別警報、警報及び注意報等の解除

特別警報、警報、注意報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報、警報、注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報、警報、注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報、警報、注意報に切り替えられる（気象庁予報警報規程第3条）。

(3) 特別警報の発表基準

平成25年8月30日に運用が開始されたもので、従来の警報の発表基準をはるかに超える

豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。気象庁による特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

#### (4) 警報・注意報の発表基準

主な警報・注意報・気象情報の発表基準等は次項のとおりとなっている。

警報・注意報発表基準一覧表

新地町	府県予報区	福島県		
	一時細分区域	浜通り		
	市町村等をまとめた地域	浜通り北部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	125	
	洪水	流域雨量指数基準	三滝川流域=5.2, 砂子田川流域=5.5, 立田川流域=6.3	
		複合基準 *1	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s
			海上	18m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う
			海上	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 25cm 以上
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	81	
	洪水	流域雨量指数基準	三滝川流域=4.1, 砂子田川流域=4.4, 立田川流域=5	
		複合基準 *	三滝川流域=(5,4.1), 砂子田川流域=(5,4.4)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm 以上
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.9m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	① 最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ② 最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	① 24時間降雪の深さが 40cm 以上 ② 積雪が 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬季：浜通り、中通り中部、中通り北部の平地：最低気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続く。			
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮する）			
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\* 1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、地震等の影響による最新情報で暫定基準を適用する。



## 2 その他の気象に関する情報

### (1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう、原則として市町村ごとに発表する。福島県と福島気象台が共同で発表する。

### (2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量（福島県の発表基準：1時間に100mm以上）を観測又は解析し、警戒レベル4相当の状況となっている場合にのみ福島県気象情報の一種として発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認することができる。

### (3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報。一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

## 3 水防活動用の予警報等

### (1) 水防活動用の予報及び警報

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる一般の特別警報、警報及び注意報をもって代えるものとする。

ア 水防活動用津波警報	津波警報又は大津波警報
イ 水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
ウ 水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
エ 水防活動用洪水警報	洪水警報
オ 水防活動用津波注意報	津波注意報
カ 水防活動用気象注意報	大雨注意報
キ 水防活動用高潮注意報	高潮注意報
ク 水防活動用洪水注意報	洪水注意報

## 4 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

## 5 気象予警報等の伝達系統

気象予警報、台風及びその他の異常現象等は、福島地方気象台からの県総合情報通信ネットワーク、消防庁からのJ-ALERT（全国瞬時警報システム）を通じて町に伝達される。「気象情報の伝達系統図」を参照。

## 6 気象警報、注意報及び情報等の取扱要領

- (1) 福島地方気象台から県（災害対策課）を経て町に通知される気象業務法及び消防法に基づく、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報は、総務課長が受領する。
- (2) 総務課長は、前項により受領した場合は、すみやかに室内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものは上司に報告する。

- (3) 総務課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受領したときは、その内容により、すみやかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行う。
- (4) 総務課長は、関係機関及び発見者等から洪水又は高潮の発生のおそれがあるような雨量、水位、流量又は潮位の状況その他の水防に関する情報を受領したときは、その内容により、すみやかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行う。

## 7 災害危険箇所等に関する情報の収集

### (1) 災害危険箇所等の警戒

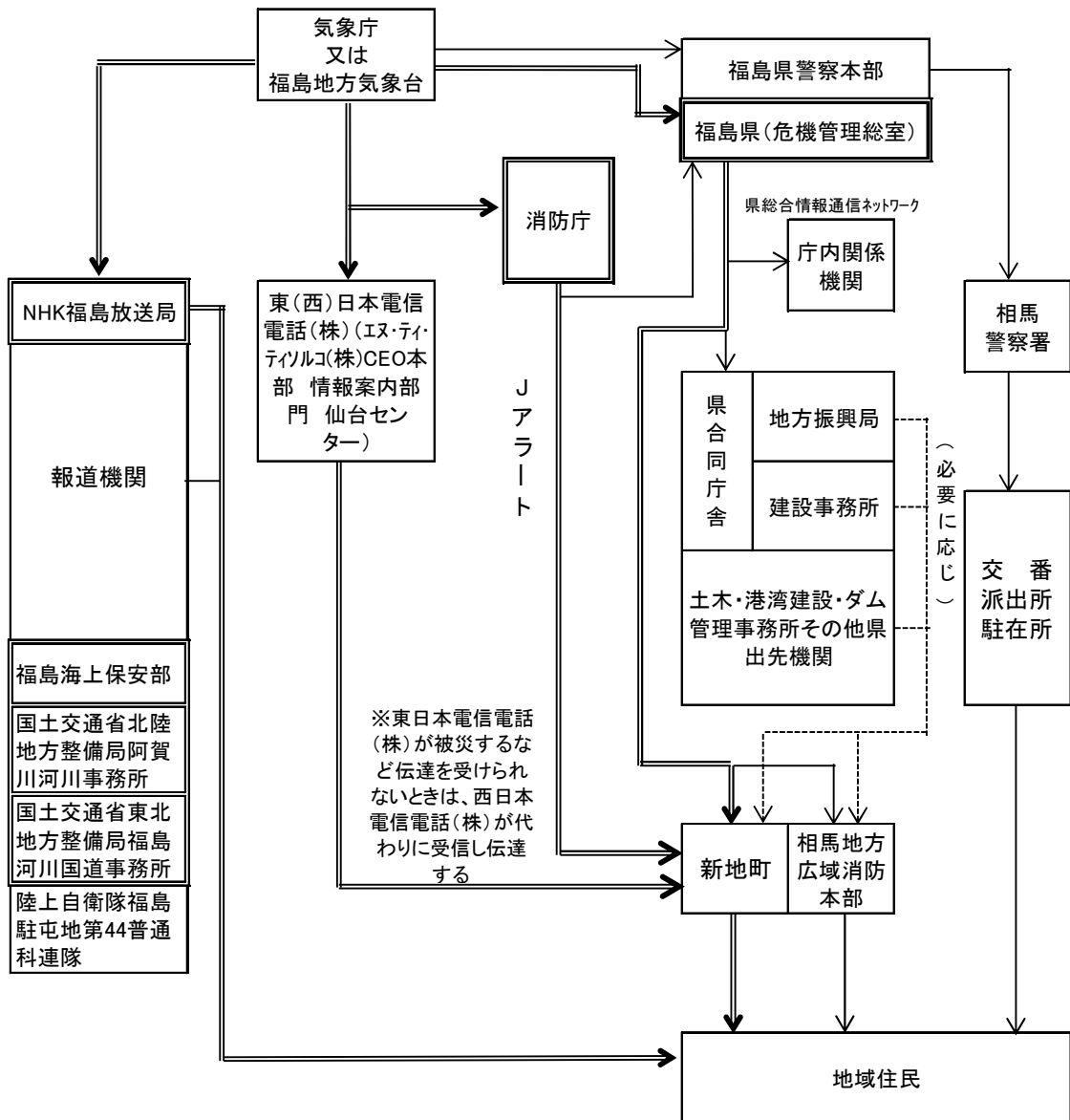
町は、危険箇所を事前に把握し、災害の拡大を防止するため、災害が予想される区域を消防団及び関係機関の協力のもとに巡視を行い、警戒にあたるものとする。

### (2) 災害危険箇所等に関する情報の内容

災害危険箇所等に関して、災害の態様に応じ、以下の情報を収集する。

洪水災害	現在水位と警戒水位までに達するのに要する時間、河川の上流の水位堤防の決壊、浸水（冠水）区域の拡大状況
土砂災害	急傾斜地における土砂崩壊の前兆現象等。具体的には、次のような例がある。 ア 斜面上の亀裂の発生と短期間の拡大 イ 斜面上の湧水の濁り、涸渇 ウ 樹木の根がさける音や地鳴り エ 溜池、水田等の急激な減水 オ 斜面の局所的崩壊

# 気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2  
 ※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先  
 ※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

### 第3 被害状況等の収集・伝達

#### 1 被害状況の掌握

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達第3 1」に定める。

#### 2 被害状況の収集要領

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達第3 2」に定める。

#### 3 県・国への被害報告

##### (1) 報告方法

町から県への報告にあたっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部（相双地方振興局）へ被害情報を報告する。

なお、県への報告ができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行い、事後に県に報告する。

##### (2) 報告の種類

ア 概況報告 (被害即報)	被害が発生した場合に直ちに行う報告。
イ 中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。被害が増加する見込のときは、集計日時を明記するものとする。
ウ 確定報告	被害の状況が確定した場合に行う報告。

##### (3) 報告の様式

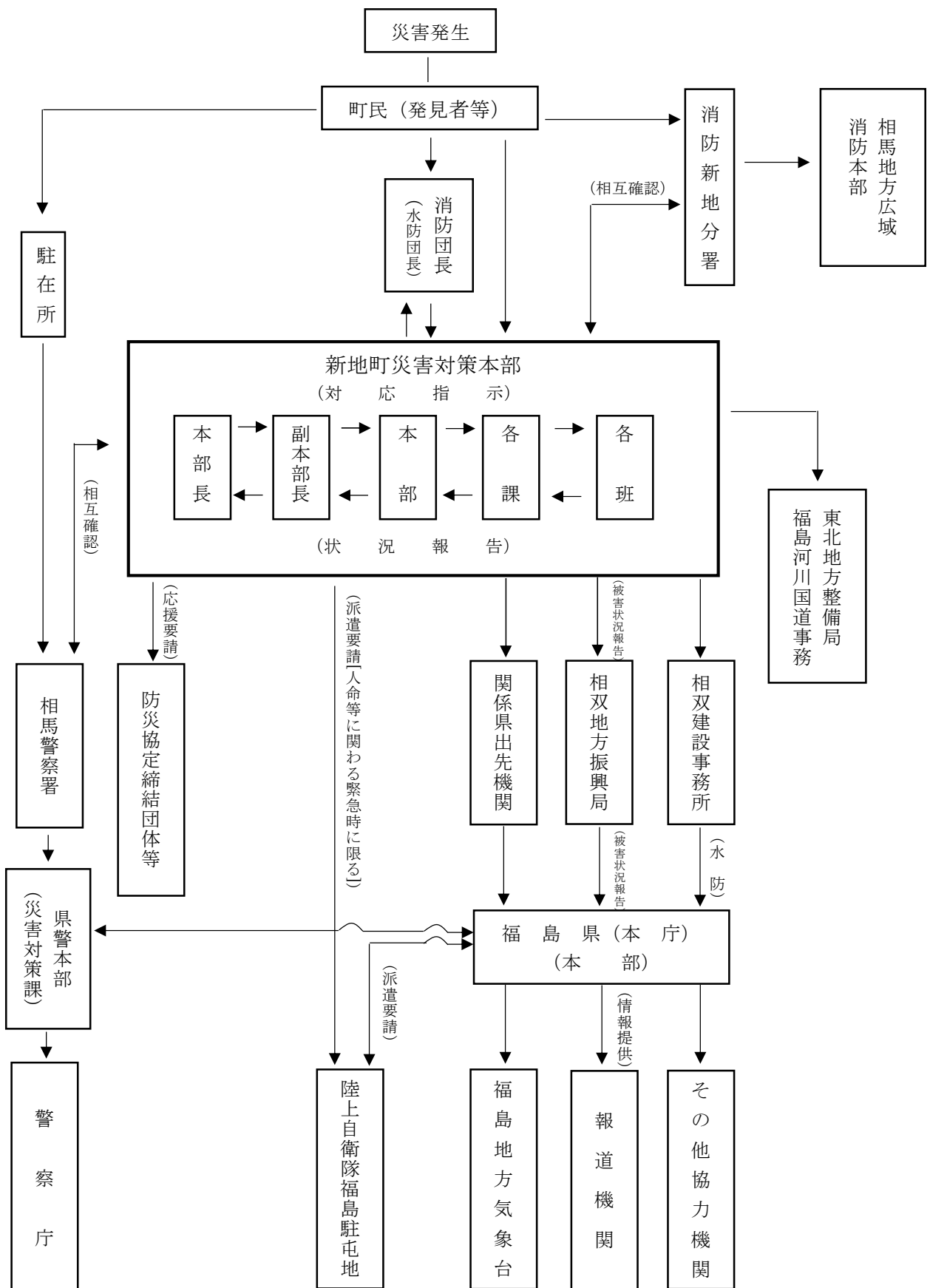
報告様式は県の定める被害報告様式によるものとする。概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容として行う。

被害の認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。住家の損害割合50%以上。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ構造耐力上主要な基礎、柱、壁などを含む大規模な補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。住家の損害割合40%以上50%未満。
	中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。住家の損害割合30%以上40%未満。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。住家の損害割合20%以上30%未満。
	準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。住家の損害割合10%以上20%未満。
	一部損壊	住家の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度で補修を必要とするもの。住家の損害割合10%未満。
	床上浸水	浸水深0.5m以上で住家の床より上までの浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

## 8 情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、以下により行う。



### **第3節 災害時の広報**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報」に定める。

### **第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請」に定める。

### **第5節 自衛隊への災害派遣要請**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊への災害派遣要請」に定める。

### **第6節 避難対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策」に定める。

### **第7節 避難所の開設・管理**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・管理」に定める。

### **第8節 要配慮者対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者対策」に定める。

## 第9節 水防対策

洪水、津波又は高潮等による災害の発生又は発生する恐れがある場合において、水災等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する。

水防活動の方法等については、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体である本町が、同法第32条の規定に基づき定めた「新地町水防計画書」による。

### 第1 水防管理団体の水防責任

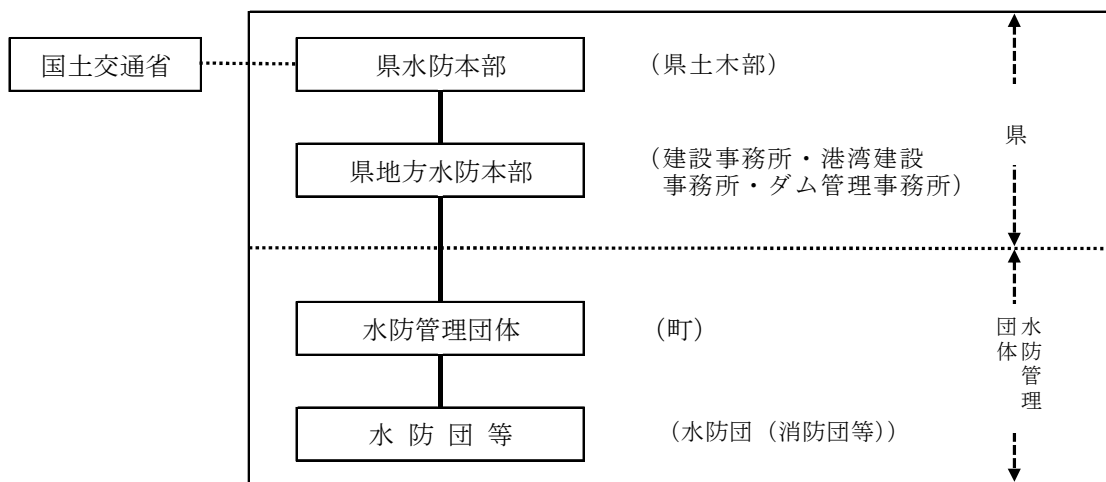
水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 第2 水防組織

#### 1 水防組織の構成

水防管理団体（町）と県は、水防事務の円滑な執行を図るため、下記の表により関係する相互の組織との正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

【水防組織】



#### 2 各水防組織の役割

(1) 県水防本部

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

(2) 県地方水防本部

地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び県水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務）

(3) 水防管理団体（町）

町の水防事務を総括する。（県地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団（消防団等）への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退の指示（同法第29条）等の業務を実施）



### 3 水防組織間の連絡

- (1) 県水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ水防管理団体（町）に連絡する。
- (2) 水防管理団体（町）からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 水防管理団体（町）は、水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

### 4 水防管理団体（町）の水防組織

水防管理団体（町）が設置する水防組織の事務分担、設置基準、非常配備体制等は、県水防本部の基準等を参考に適宜定め、町水防計画書に明記しておく。

## 第3 水防活動等

### 1 監視、警戒活動

水防管理者（町長）は、水防警報等の通知を受けたときは、速やかに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。また、異常を発見した場合には、速やかに相双建設事務所に報告し、相双建設事務所長は、県水防本部に報告する。

### 2 ダム及び水門の操作

ダム及び水門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

### 3 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。また、水防活動の内容を速やかに相双建設事務所に報告し、相双建設事務所長は県水防本部に報告する。

### 4 町民に対する避難指示等の発令

町は、大雨による洪水、浸水等により町民に被害が及ぶおそれがある場合は、町民に対する避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難指示を発令するとともに、避難誘導等を実施する。

### 5 要配慮者への対応

町は、洪水、浸水等により、要配慮者利用施設等に被害が及ぶおそれがある場合は、消防署、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、行政区（自主防災組織）等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

## 第10節 土砂災害応急対策

大雨等により地盤が緩み土砂災害が発生する危険が高まり、町民に被害が及ぶ恐れがある場合、町は、状況に応じて該当地域の関係する町民に対し、避難のための指示等を発令するなど、町民の安全確保を図る。

### 第1 土砂災害警戒情報の伝達等

#### 1 土砂災害警戒情報

1 kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示の判断に資するため、県（河川港湾総室）と福島地方気象台は共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。市町村を発表単位とする。

#### 2 土砂災害警戒情報の伝達について

- (1) 土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ県総合情報通信ネットワークにより伝達する。伝達経路は大雨警報と同様の経路で行う。  
第2節 情報の収集・伝達 「気象情報の伝達系統図」による。
- (2) 町は、土砂災害警戒情報等に基づき、町民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び町民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
- (3) 町民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣の町民と連絡を密にするなどして自ら災害に備える。

#### 3 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (1) 県（河川港湾総室）と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (2) 市町村長が避難指示等を発令する際の判断基準や町民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (3) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表する。
- (4) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (5) 対象とする土砂災害は、降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (6) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

#### 4 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

##### (1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾

総室) と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県(河川港湾総室) と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

## (2) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福島県(河川港湾総室) と福島地方気象台が協議の上基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

## 5 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難な斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 町長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行う。

## 第2 土砂災害・斜面災害応急対策

### 1 応急対策の実施

- (1) 町は、町民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、町民に被害が及ぶおそれがある場合は、町民に対する避難のための避難指示及び避難誘導等を実施する。
- (2) 町民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等(以下「土砂災害等」という。)を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

### 2 要配慮者への対応

町は、土砂災害等により、要配慮者利用施設等に被害が及ぶおそれがある場合は、消防署、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、行政区(自主防災組織)等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

### 3 土砂災害等の調査

- (1) 国、県(河川港湾総室)、町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、

応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を実施する。

(2) 国、県（河川港湾総室）は、被災概要調査結果及び状況の推移を、町を含めた関係機関等に連絡する。緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第 31 条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。

(3) 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係町民等に連絡する。

## 4 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）、町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

## 5 避難指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係町民にその調査概要を報告するとともに、避難のための指示を発令し、避難誘導等を実施する。異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

# 第 3 土砂災害緊急情報に基づく避難

## 1 土砂災害緊急情報

国、県（河川港湾総室）は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を町に通知する。

## 2 土砂災害緊急情報の伝達について

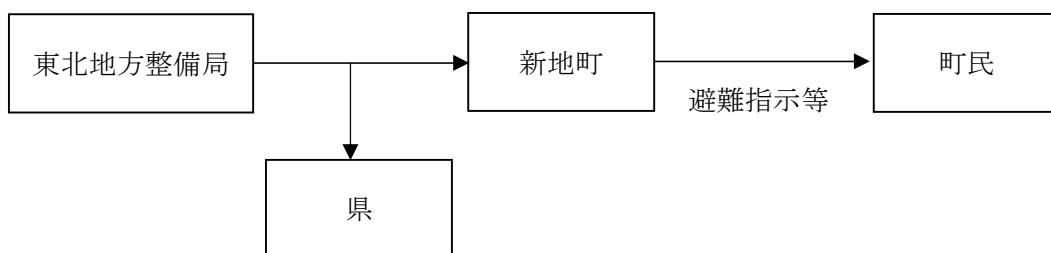
(1) 町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、町民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(2) 町民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣の町民と連絡を密にするなどして自ら災害に備える。

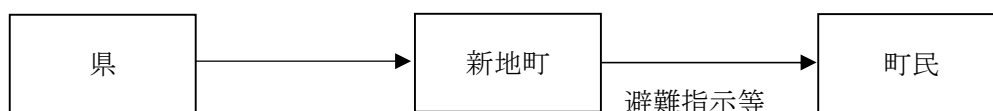
## 3 土砂災害緊急情報の伝達フロー

(1) 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



- (2) 県が緊急調査を行う場合  
地すべりの場合、県が行う。



## 第11節 消防・救急救助活動

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第11節 消防・救急救助活動」に定める。

## 第12節 危険物施設等災害応急対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第12節 危険物施設等災害応急対策」に定める。

## 第13節 医療（助産）・救護対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第13節 医療（助産）・救護対策」に定める。

## 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給対策」に定める。

## 第15節 緊急輸送対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送対策」に定める。

## 第16節 災害警備活動及び交通規制対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第16節 災害警備活動及び交通規制対策」に定める。

## 第17節 生活関連施設の応急対策

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第17節 生活関連施設の応急対策」に定める。

## **第 18 節 障害物の除去及び廃棄物等処理対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 18 節 障害物の除去及び廃棄物等処理対策」に定める。

## **第 19 節 防疫及び保健衛生対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 19 節 防疫及び保健衛生対策」に定める。

## **第 20 節 応急住宅対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 20 節 応急住宅対策」に定める。

## **第 21 節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 21 節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬対策」に定める。

## **第 22 節 文教対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 22 節 文教対策」に定める。

## **第 23 節 公共施設等の応急対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 23 節 公共施設等の応急対策」に定める。

## **第 24 節 ボランティアとの連携**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 24 節 ボランティアとの連携」に定める。

## **第 25 節 義援物資及び義援金の受入れ**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 25 節 義援物資及び義援金の受入れ」に定める。

## **第 26 節 災害救助法の適用**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 26 節 災害救助法の適用」に定める。

## 第 27 節 風水害災害復旧・復興計画

このことについては、「第 4 章 災害復旧・復興計画」に定める。